

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	帝人株式会社		コード	3401
提出日	2024/5/23	異動(予定)日	2024/6/20	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため			
独立役員の資格を満たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)											異動内容	本人の同意			
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			l		
1	大西 賢	社外取締役	○											△					有
2	津谷 正明	社外取締役	○											△					有
3	南 多美枝	社外取締役	○															○	有
4	楠瀬 玲子	社外取締役	○											△					新任
5	中山 ひとみ	社外監査役	○															○	有
6	有馬 純	社外監査役	○															○	有
7	辻 幸一	社外監査役	○															○	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	社外取締役の大西 賢氏は、当社製品の販売先である日本航空株式会社の出身ですが、日本航空株式会社と当社の取引について、当社グループの連結売上高に占める割合は1%未満と軽微であり(2024年3月期実績)、独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しています。	上場事業会社代表取締役社長、代表取締役会長を歴任しており、その豊富な事業経験、卓越した見識をもって、当社取締役会議長として2024年5月に公表した中期経営計画の議論を深めるなど、取締役会の活性化・実効性を高め、的確な指図及び助言をいただいております。また、指名諮問委員会委員及び報酬諮問委員会委員として、取締役や経営幹部の指名、CEOを含む取締役等の業績評価や役員報酬制度改定等の審議に際し、大きな役割を果たされています。さらに、当社諮問機関であるアドバイザリー・ボードの議長としての職務を十分に果たされています。今後も社外取締役として取締役会や指名諮問委員会、報酬諮問委員会、アドバイザリー・ボードにおいて客観的な立場から当社重要事項の意思決定や業務執行の監督並びに経営への助言をしていただくことは、当社の株主価値・企業価値向上のために必要であると判断し、引き続き社外取締役として選任しています。また、当社が定める独立社外取締役の要件及び証券取引所の定める独立役員要件を全て満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任しています。
2	社外取締役の津谷 正明氏は、当社製品の販売先である株式会社プリズトンの出身ですが、株式会社プリズトンと当社の取引について、当社グループの連結売上高に占める割合は1%未満と軽微であり(2024年3月期実績)、独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しています。	上場事業会社代表取締役CEO、取締役会長を歴任し、その豊富な事業経験、卓越した見識をもって、当社の社外取締役としての的確な指図及び助言をいただいております。また、指名諮問委員会委員として取締役や経営幹部の指名、役員報酬制度の改定やCEOを含む審議計画レビューなどに際して議論を深めていただいております。さらに、報酬諮問委員会委員として役員報酬制度の改定やCEOを含む取締役等の業績評価について、またアドバイザリー・ボード・メンバーとして経営全般の事項について、またアドバイザリー・ボード・メンバーとして経営全般の事項について、的確な指図や助言をいただいております。今後も社外取締役として取締役会や指名諮問委員会、報酬諮問委員会、アドバイザリー・ボードにおいて客観的な立場から当社重要事項の意思決定や業務執行の監督並びに経営への助言をしていただくことは、当社の株主価値・企業価値向上のために必要であると判断し、引き続き社外取締役として選任しています。また、当社が定める独立社外取締役の要件及び証券取引所の定める独立役員要件を全て満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任しています。
3		グローバル企業において、ヘルスケア事業・産業材関連事業や複数地域での責任者としての経験に基づく広い知見や高い見識をもって、特にグローバルに複数事業を展開する企業運営やダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンの視点からも、当社の社外取締役としての的確な指図及び助言を頂いております。指名諮問委員会委員及び報酬諮問委員会委員として取締役や経営幹部の指名、役員報酬制度の改定やCEOを含む取締役等の業績評価について、またアドバイザリー・ボード・メンバーとして経営全般の事項について、的確な指図や助言をいただいております。今後も社外取締役として取締役会や指名諮問委員会、報酬諮問委員会、アドバイザリー・ボードにおいて客観的な立場から当社重要事項の意思決定や業務執行の監督並びに経営への助言をしていただくことは、当社の株主価値・企業価値向上のために必要であると判断し、引き続き社外取締役として選任しています。また、当社が定める独立社外取締役の要件及び証券取引所の定める独立役員要件を全て満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任しています。
4	社外取締役の楠瀬 玲子氏は、当社グループの販売・仕入先である日本板硝子株式会社、株式会社LIXILの出身ですが、各社と当社の取引について、当社グループの連結売上高に占める割合は1%未満と軽微であり(2024年3月期実績)、独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しています。	自動車産業関連企業や経営統合を行った企業において企業変革やグローバルな組織運営の経験を重ね、近時はこれをCFDとしてリードしてこられました。また企業内・外においてダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンにも積極的に取り組んでこられております。グローバルでの事業展開や企業変革及び持続的成長を支える財務戦略、資本市場とのコミュニケーション強化などを進める当社において、同様の深い経験や高い見識をもって、社外取締役として客観的な立場から、取締役会や指名諮問委員会、報酬諮問委員会、アドバイザリー・ボードなどを通して、当社重要事項の意思決定や業務執行の監督並びに経営への助言をしていただくことは、当社の株主価値・企業価値向上のために必要であると判断し、引き続き社外取締役として選任しています。また、当社が定める独立社外取締役の要件及び証券取引所の定める独立役員要件を全て満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任しています。
5		弁護士として、また政策委員等を歴任してきた豊富な知見と経験を踏まえた専門的視点から、特に当社のコンプライアンス及びリスクマネジメントの観点から、経営全般の監視と有効な助言をいただいております。また、当社が定める独立社外監査役の要件及び証券取引所の定める独立役員要件を全て満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任しています。
6		経済産業省から現任の東京大学公共政策大学院に至るまで、国際的なエネルギー政策や環境政策などに取り組んできた豊富な知見や高い見識から特に環境・エネルギー、グローバルな組織運営及びコンプライアンスの観点から、経営全般の監視と有効な助言をいただいております。また、当社が定める独立社外監査役の要件及び証券取引所の定める独立役員要件を全て満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任しています。
7		公認会計士として豊富な経験を有し、会計・監査の知見に精通していることから、専門知識に裏付けされた助言にとどまらず、ポータル変革やリスクマネジメントなど経営全般についても有益な助言をいただくとともに、経営全般の監視をいただいております。また、当社が定める独立社外監査役の要件及び証券取引所の定める独立役員要件を全て満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任しています。

4. 補足説明

当社では、2003年4月1日より、取締役会の経営監視機能をより一層明確かつ透明性の確保されたものとするため、社外取締役(候補者を含む)の「独立取締役の要件」を定め、選任の条件としています。また、同時に、社外監査役(候補者を含む)も社内取締役と経営陣の職務執行に関する監視機能をより一層明確かつ透明なものとするために、「独立監査役の要件」を定めています。具体的な内容詳細については、以下当社ウェブサイトに掲載しております。
<https://www.teijin.co.jp/r/governance/requirements/>

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を満たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
 - 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
 - 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者
 - 社外役員相互間の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることに留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。